# 少年非行発生と地域特性の関連について

福井少年鑑別所 原 俊郎

#### はじめに

1983年、朝日新聞から発行された「別冊・民力」では「新・県別キャラクター」と称して、各都道府県のプロフィールを種々の角度から検討している。そこでは産業活動指標、消費指標等を主として分析して、各都道府県のパターン分けを行ない、巨大都市型、大都市型、大規模集中型、中規模集中型、小規模集中型、地方分散型の6タイプを設定している。その他、生活・文化の面に焦点を当てた分析として、職業構成による分析、衣食住による分析、現代化レベルによる分析等も行っている。職業構成で4タイプ、衣生活で4タイプ、食生活で8タイプ、住生活で5タイプ、現代化レベルで4タイプを設定するなど、どの分析も読者に「なるほど」と思わせる興味ある分析である。

経済・文化等の面で、前記したように都道府県別の地域性が明らかにされているのと同様に、少年非行及び成人の犯罪の問題についても、地域的な違いがあるのかについては興味のある問題である。一口に少年非行及び成人の犯罪の問題といっても、量的な問題、質的な問題、非行・犯罪に対する対応の問題、その地域に居住する人々の非行・犯罪に対する許容性、抵抗感の違いの問題等さまざまの角度からの問題が考えられる。それとともに、少年非行及び成人の犯罪の問題においては、種々の統計には表れない暗数の問題を念頭に置かざるを得ない。暗数の問題は確かに重要な問題ではあるが、暗数であるだけに、その実態を明らかにするのは非常にむずかしい作業であり、「暗数の問題に触れなければ、非行・犯罪の実態は語れない」といった批判を承知の上、本研究の分析からはとりあえず除外することとした。また、対象についても、本研究では少年非行に限定することとした。

## 1 目 的

1980年,1985年,1990年の3年の少年非行に関する種々の統計資料を各都道府県別に整理,分析し,各年における地域性についての検討を試みるとともに,経年についても比較・検討することとした。分析する資料は主として,裁判所の「司法統計」を使用した。少年非行の量的な問題及び質的な問題についての分析を試みるとともに,その地域に居住する少年達の意識の違いについては,少年非行の量的な違いが顕著であった中部と関西の代表例として,中部の少年院の在院者,関西の少年院の在院者,福井県の高校生、滋賀県の高校生に実施した意識調査の結果で比較検討することとした。

本研究では筆者がすでに発表した「少年非行の地域性について(名古屋矯正管区・矯正職務研究1990)」, 「非行の地域性についての分析(犯罪心理学会1990)」, 「非行の地域性についての分析(2)(犯罪心理学会1991)」を参考にし, 加筆したものである。

## 2 少年非行に関する統計資料の概要

#### (1) 少年非行の量的な分析

少年非行の量的な分析の資料として、非行件数は各年の司法統計に示されているその年に各都 道府県の家庭裁判所が新たに受理した少年保護事件のうち、道路交通法事件を除いた一般事件の 件数を用いた。(一般保護新受事件と言う)道路交通法事件を除いた意味は、調査した1980年から1990年の間に、道路交通法の改正があり、法律の改正による人為的な量の変化があったと考えられることが大きな理由だが、その他に道路交通法事件の中には、いわゆる非行少年ではない一般少年も多数含まれており、各都道府県の非行少年の実態を見るにはあまり適当ではないと考えたからである。人口は、いわゆる有責人口、14才以上20才未満の者の数を対象者として考え、1980年、1985年はその年に行なわれた国勢調査の結果を用いた。1990年については、国勢調査の結果がまだ算出されていなかったので、各都道府県が算出した推定人口を用いた。

表 1 都道府県別非行発生率の推移

	1990年			1985年			1980年		
	1	群馬	29.55		栃木	33.96	香川	44.51	
1	2	愛媛	29.07	ì	京都	33.01	東京	38.55	
	3	福岡	28.14		福岡	32.52	福岡	35.80	
-	4	兵庫	27.90		兵庫	32.39	京都	35.05	
	5	京都	27.68		福島	31.55	兵庫	33.89	
	6	広島	27.39		高知	31.31	徳島	32.57	
- 1	7	高知	27.32	1	東京	31.18	大阪	32.19	
1	8	大阪	26.58		茨城	31.18	高知	31.93	
	9	福井	26.08		鳥取	30.55	茨城	31.18	
-1	-10	栃木	25.37		香川	29.87	群馬	31.05	
	11	富山	24.67		北海道	29.47	北海道	30.14	
-	12	岡山	24.07		滋賀	28.18	広島	29.48	
	13	鳥取	24.01		大阪	28.17	岡山	29.13	
	14	滋賀	23.95		広島	28.14	埼玉	28.86	
	15	新潟	23.81		埼玉	27.56	滋賀	28.84	
	16	山口	23.64		群馬	27.10	神奈川	28.60	
	17	福島	23.24		徳島	27.10	福島	28.22	
	18	神奈川	23.19		福井	26.27	和歌山	28.17	
	19	茨城	23.15		鹿児島	26.13	栃木	27.66	
	-20	香川	22.64		神奈川	26.13	三重	27.27	
	21	長野	22.48		和歌山	26.12	一 一	26.50	
	22	徳島	22.25		愛媛	26.09	福井	26.15	
	23	静岡	21.87	1	岡山	25.76	山口	26.13	
	24	能本	21.87		長崎	24.98	新潟	25.64	
	25	和歌山	21.80		宮崎	24.62	宮崎	25.61	
	26	鹿児島	21.33		秋田	24.45	石川	25.21	
	27	長崎	21.13		新潟	24.22	大分	25.17	
	28	東京	21.13		富山	23.93	富山	24.90	
	29	宮崎	20.41		岩手	23.89	秋田	24.88	
	-30	埼玉	20.35	L	佐賀	23.84	愛媛	24.77	
	31	奈良	20.23		熊本	23.59	宮崎	24.16	
	32	北海道	20.23		長野	23.38	静岡	23.40	
- 1	33	三重	19.38		山形	23.31	鳥取	23.36	
	34	愛知	19.11		静岡	23.30	山梨	23.12	
	35	宮城	18.84		大分	23.29	熊本	23.04	
	36	秋田	18.14		宮城	22.89	長崎	22.72	
	37	大分	17.60		奈良	22.41	愛知	22.63	
- (	38	佐賀	17.52		山口	22.24	長野	22.55	
	39	<b>千葉</b>	17.34		青森	22.22	青森	22.27	
-1	-40	山形	16.86		三重	21.91	山形	21.88	
	41	山梨	16.65		一里 島根	21.76	奈良	21.87	
	42	島根	16.65		山梨	20.94	岩手	21.70	
	43	青森	16.11		愛知	20.59	カー 鹿児島	20.91	
	44	岐阜	14.92		石川	19.65	千葉	19.74	
	45	石川	14.92		岐阜	18.96	沖縄	18.92	
	46	岩手	13.90		型 千葉	16.96	岐阜	17.18	
	47	沖縄	13.87		沖縄	16.77	島根	15.21	
		平順	22.21		平均	26.49	全国平均	28.35	
<u>_</u>						<u> </u>		40.00	

\*非行発生率=家裁新受件数(一般保護事件)/有責人口(14才~19才)X1000

表1は前記した非行件数と有責人口によって算出した有責人口1000人についての非行件数を各年について、多い順に並べたものである。この数字を非行発生率と呼ぶことにする。全国的な非行発生率は、1980年の28.35に比較し、1985年、1990年と順次下がっており、有責人口に対する量的な比率で見る限り、少年非行はやや落ち着きを見せていると言える。非行発生率の推移が、各都道府県別でどのようになっているのかを見るため、1990年と1985年及び1990年と1980年について、相関係数を算出してみた。前者はR=+.7178、後者はR=+.5806で、両者ともかなり高い正の相関関係が認められた(ピアソンの相関係数)。各都道府県の非行発生率は年によって多少の変化はするが、おおむね同様の傾向が続くようである。

X THOURS TO SEE									
1990	)年	1985年	=	1980年					
1 大阪	26.26	札幌	29.47	高松	32.29				
2 高松	25.77	大阪	29.37	大阪	31.98				
3 広島	24.53	高松	28.18	札幌	30.14				
4 福岡	22.36	東京	26.69	東京	29.45				
5 東京	21.64	福岡	26.46	福岡	26.92				
6 札幌	20.18	広島	25.97	広島	26.79				
7 名古屋	18.91	仙台	24.93	仙台	24.14				
8 仙台	18.28	名古屋	20.99	名古屋	22.97				
全国平均	22.21	全国平均	26.49	全国平均	28.35				

表 2 全国 8 管区別非行発生率の推移

\*非行発生率=家裁新受件数(一般保護事件)/有責人口 X1000

表2は各地域の非行発生率の推移,高低を鮮明にするため,全国の矯正管区別に整理したものである。経年の比較で,高松,大阪管区の非行発生率が一貫して高く,名古屋,仙台管区の非行発生率が一貫して低い結果が示されている。札幌管区は,北海道といった単一の自治体で構成されているためか,各年による動きが大である。その他の管区は中間的な非行発生率を示しているが,広島,福岡管区が徐々に上昇しており,東京管区は低下傾向にあるように思われる。

非行発生率の高低については、都会化の波との関連がよく指摘されているが、県の大小別で非行発生率の推移、高低を見たものが表3、表4、表5である。便宜的に県の人口が250万人以上のものを大県とし、150万人以上、250万人未満のものを中県とし、150万人未満のものを小県として整理した。大県は13、中県は15、小県は19あり、調査した期間内はこの数に変動はなかった。大県、中県、小県全体の比較として、予想通り、おおむね人口が多い県の方の非行発生率が高かったが、ここ10年の間にやや傾向が変化してきている。1980年、1985年では小県、中県はほぼ同様の率で、それらと大県との差が顕著だったが、1990年は大県と中県の間の差がほとんどなくなったし、全体の差も以前に比べれば小さくなっている。このことは、非行発生率といった非行の量的な問題において、少なくとも各都道府県単位では差が薄らいできている傾向を示しているように思われる。

大県、中県、小県別に各都道府県の非行発生率の推移、高低を見ると、大県では以前高かった 東京が年とともに低くなり、関西、広島、福岡といった西日本の各県が高く、愛知、千葉が一貫 して低いといった結果となっている。中県では、群馬、栃木といった北関東と愛媛、岡山といっ た中国と四国の各県が高く、岐阜などの中部と東北の各県が低くなっている。小県では、四国の 各県の高さが特徴的だが、最近は福井、富山、鳥取といった北陸、山陰の県の高さも目立つより

表 3 県の大小別非行発生率 (1990)

大県(250万人以上)	中県(150-250万人)	未満)	小県(150万人未満)		
1 福岡     28.14       2 兵庫     27.90       3 京都     27.68       4 広島     27.39       5 大阪     26.58       6 神奈川     23.19       7 茨城     23.05       8 静岡     21.87       9 東京     21.02       10 埼玉     20.35       11 北海道     20.18       12 愛知     19.11       13 千葉     17.34	7 福島 8 長野 9 熊本 10 鹿児島 11 長崎 12 三城 13 青森	29.55 29.07 25.37 24.07 23.81 23.64 23.24 22.48 21.87 21.33 21.13 19.38 18.84 16.11 14.92	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	高福富鳥滋香徳和宮奈秋大佐山山島石岩沖知井山取賀川島歌崎良田分賀形梨根川手縄山	27.32 26.08 24.67 24.01 23.95 22.64 22.25 21.80 20.41 20.23 18.14 17.60 17.52 16.86 16.65 14.40 13.90 13.87
平均 22.84	平均	22.27		平均	19.57

<sup>\*</sup>非行発生率=家裁新受件数(一般保護事件)/有責人口 X1000

表 4 県の大小別非行発生率(1985)

大県(250万人	以上)	中県(150-250	小県(150万人未満)			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 13	33.01 32.52 32.39 31.18 31.18 29.47 28.17 28.14 27.56 26.13 23.30 20.59 16.96	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 13 14 15 lb	33.96 31.55 27.10 26.13 26.09 25.76 24.98 24.22 23.59 23.38 22.89 22.24 22.22 21.91 18.96	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	高鳥香滋徳福和宮秋富岩佐山大奈島山石沖知取川賀島井歌崎田山手賀形分良根梨川縄山	31.31 30.55 29.87 28.18 27.08 26.27 26.12 24.62 24.45 23.93 23.89 23.84 23.31 23.29 22.41 21.76 20.94 19.65 16.77
平均	27.58	平均	24.96		平均	24.18

<sup>★</sup>非行発生率=家裁新受件数(一般保護事件)/有責人口 X1000

<sup>\*</sup>平均は非行発生率の単純平均ではなく、素数の平均

<sup>\*</sup>平均は非行発生率の単純平均ではなく、素数の平均

になっている。低い方では沖縄は一貫して低いし、最近、高さが目立ってきた北陸、山陰ではあるが、その中で石川、島根は一貫して低くなっている。北陸、山陰の動きは地域としての動きというよりも個々の県の違いによるものと思われる。

表 5 県の大小別非行発生率	(1980)	)
----------------	--------	---

大県(250万人以上)	中県(150-250万人未満)	小県(150万人未満)		
1 東京       38.55         2 福岡       35.80         3 京都       35.05         4 兵庫       33.89         5 大阪       32.19         6 茨城       31.18         7 北海道       30.14         8 広島       29.48         9 埼玉       28.86         10 神奈川       28.60         11 静岡       23.44         12 愛知       22.63         13 千葉       19.74	1 群馬       31.05         2 岡山       29.13         3 福島       28.22         4 栃木       27.66         5 三重       27.27         6 山口       26.13         7 新潟       25.64         8 愛媛       24.77         9 宮城       24.16         10 熊本       23.04         11 長崎       22.72         12 長野       22.55         13 青森       22.27         14 鹿児島       20.91         15 岐阜       17.18	1 香川 44.51 2 徳島 32.57 3 高知 31.93 4 滋賀 28.84 5 和歌山 28.17 6 佐賀 26.50 7 福井 26.15 8 宮崎 25.61 9 石川 25.21 10 大分 25.17 11 富山 24.90 12 秋田 24.88 13 鳥取 23.36 14 山梨 23.17 15 山形 21.88 16 奈良 21.87 17 岩手 21.70 18 沖縄 18.92 19 島根 15.21		
平均 30.55	平均 24.77	平均 25.45		

<sup>\*</sup>非行発生率=家裁新受件数(一般保護事件)/有責人口 X1000

# (2) 少年非行の質的な分析

少年非行の質的な問題として、非行性の進んだ重大な非行が多いのか、軽微な非行が多いのかといった非行の種別について分析することとした。量的な分析をした時と同様に、使用した資料はその年に家庭裁判所が新たに受理した事件のうち、道路交通法事件を除いた件数である。表6は主たる非行の種別について、道路交通法を除いた全事件に占める割合を、各年・各管区別に示したものである。少年事件の場合、窃盗、横領、傷害、恐喝、業務上過失致死傷、毒物劇物取締法の6種の非行でおおむね9割位にのぼるので、この6種を分析することとし、また、ぐ犯は比率は低いが少年事件に特有のものであり、併せて比較して見ることとした。

<sup>\*</sup>平均は非行発生率の単純平均ではなく、素数の平均

表 6 非行の種別の比較(管区・年)

167-	- /hehet		, ,,,	4 1 1					
1	了/管区	東京	大 阪	名古屋	広 島	福岡	仙台	札幌	高 松
198	80年 窃盗 横領	44.30% 4.54	47.51% 7.05	48.61% 2.88	50.89% 2.68	50.10% 2.57	52.30% 1.84	50.67% 0.88	46.40% 3.55
	傷害 恐喝	4.40 1.65	3.15 2.01	3.16 2.88	2.34 2.68	3.21 0.95	2.10 1.17	2.72 1.39	2.12 0.89
	業過	19.10	20.09	22.66	20.93	24.33	21.34	13.38	23.65
	毒劇	12.24	5.45	9.26	7.96	7.79	11.61	14.17	9.72
	ぐ犯	1.56	1.29	2.23	0.82	1.82	2.03	3.30	2.09
198	35年 窃盗 横領	47.57% 8.94	46.72% 8.62	51.51% 4.27	49.65% 4.38	50.13% 4.25	55.00% 3.83	49.14% 3.92	49.20% 4.44
	傷害 恐喝	3.87 2.24	3.58 2.23	3.51 2.72	4.00 2.36	3.54 2.40	3.83 2.94	3.89 3.00	2.93 2.05
	業過	18.96	24.35	24.32	18.73	23.40	17.56	12.73	24.37
	毒劇	8.64	4.87	4.92	9.29	6.28	7.82	12.05	6.89
	ぐ犯	1.40	1.31	1.49	1.25	1.80	1.38	3.85	1.19
199	90年 窃盗 横領	38.99% 12.03	43.27% 10.67	42.46% 7.75	47.35% 5.98	47.50% 5.89	53.43% 4.78	42.76% 4.24	49.04% 6.03
	傷害 恐喝	3.66 1.70	3.12 2.10	3.04 2.35	3.49 1.76	3.88 2.70	3.01 2.39	6.46 3.10	2.52 2.08
	業過	25.46	26.52	29.93	21.11	26.56	23.07	24.69	25.42
	毒劇	11.28	6.77	9.08	10.75	6.70	6.65	6.93	8.34
	ぐ犯	1.29	0.94	0.93	0.43	1.37	1.26	3.44	0.67

少年の場合の横領は、ほとんどが占有離脱物の横領で、窃盗と内容面では類似したものであり、一括して考えられるし、傷害、恐喝は粗暴的な事犯であり、一括して考えられるように思われる。各管区ともおおむね5割程度が窃盗、横領で、業務上過失致死傷が2割以上となっている。年とともに、業務上過失致死傷の率が増加しており、少年達の間にも車の普及が進んでいることを反映した結果になっている。各管区別の比較では名古屋管区の率が高い。窃盗、横領の率では、仙台管区が各年ともやや高くなっている。また、東京、大阪といった大都会をかかえる地域では、窃盗、横領の中の横領の比率が最近特に高くなっており、都会化の一つの傾向と思われる。傷害、恐喝の比率は各年で大きな変化はなく、5から6%程度で一定している。毒物劇物取締法違反は年、地域による差が大きくなっている。東京管区と大阪管区の比較では、常に東京管区の率が高

くなっている。仙台管区は年とともに率が一貫して減少している。ぐ犯については、率が年とともに全国的に減少傾向にある。管区の比較では、札幌管区の率がいつの年でも一貫して高い。量的な分析と同様、札幌管区は北海道といった単一の自治体のため、年による変動が非常に大きいこととなっている。

表 7 都道府県別観護措置率の推移

	1990年			1985	5年	1980年		
ŀ	1	沖縄	16.54%	沖縄	23.91%	沖縄	18.97%	
	2	北海道	14.52	石川	15.44	山梨	13.06	
	3	香川	12.77	神奈川	14.36	山口	12.99	
1	4	石川	10.68	奈良	12.24	奈良	12.94	
	5	高知	10.42	広島	12.14	熊本	11.76	
1	6	奈良	10.31	北海道	11.97	石川	11.48	
1	7	愛知	10.28	岡山	11.56	神奈川	11.36	
1	8	愛媛	10.10	山口	11.50	徳島	10.83	
1	9	東京	9.87	千葉	11.28	北海道	10.51	
4	10	大阪	9.16	愛媛	11.18	千葉	10.44	
1	11	福岡	8.87	東京	11.04	愛媛	10.05	
1	12	神奈川	8.66	鳥取	10.93	鹿児島	9.99	
	13	大分	8.60	愛知	10.51	高知	9.91	
1	14	岐阜	8.60	佐賀	10.51	宮城	9.43	
	15	茨城	8.41	岐阜	10.29	福岡	9.23	
	16	三重	8.36	香川	9.93	埼玉	9.08	
	17	京都	8.31	徳島	9.88	佐賀	8.90	
1	18	群馬	8.28	大阪	9.84	京都	8.84	
	19	千葉	8.17	埼玉	9.53	東京	8.81	
1	20	兵庫	7.92	宮崎	9.45	鳥取	8.77	
	21	山梨	7.85	滋賀	9.29	香川	8.57	
١	22	佐賀	7.83	群馬	9.20	山形	8.55	
1	23	青森	7.59	福岡	9.13	大阪	8.54	
١	24	徳島	7.49	静岡	9.02	栃木	8.39	
	25	静岡	7.47	三重	8.87	宮崎	8.34	
1	26	宮崎	7.33	和歌山	8.82	愛知	8.11	
	27	埼玉	7.18	高知	8.54	兵庫	7.83	
	28	栃木	7.07	青森	8.32	広島	7.58	
١	29	広島	7.06	茨城	8.02	茨城	7.27	
4	30	和歌山	6.76	熊本	7.62	和歌山	7.26	
	31	鳥取	6.48	山梨	7.51	静岡	7.23	
-	32	滋賀	6.14	兵庫	7.27	長崎	7.02	
	33	山口	6.08	京都	7.18	大分	6.83	
	34	秋田	6.06	大分	7.10	青森	6.74	
1	35	福島	6.04	富山	7.04	富山	6.40	
	36	富山	5.91	福島	6.90	岡山	6.17	
	37	岡山	5.76	新潟	6.64	岐阜	5.95	
	38	長野	5.51	宮城	6.62	福島	5.83	
	39	長崎	5.45	長崎	6.46	群馬	5.82	
-	40	山形	5.42	鹿児島	6.35	福井	5.74	
	41	鹿児島	5.36	福井	5.98	秋田	5.71	
	42	岩手	5.24	秋田	5.95	滋賀	5.69	
	43	新潟	5.02	栃木	5.53	三重	5.41	
	44	福井	4.98	山形	5.31	岩手	5.40	
	45	宮城	4.95	長野	5.11	新潟	5.34	
	46	熊本	3.70	岩手	4.89	島根	4.17	
	47	島根	2.81	島根	4.25	長野	4.05	
		国平均	8.34	全国平均	10.16	全国平均	8.65	

\*観護措置率(%) =終局人員の中の観護措置数/一般保護事件の終局数 X100

#### (3) 少年非行対策機関の対応についての分析

各都道府県の警察、家庭裁判所等の少年非行対策機関の対応の仕方も地域によって違いがあるように思われる。それを分析するために着目した統計資料として、警察が事件をどのような形で家庭裁判所に送致したかといったことを取り上げることとした。警察が家庭裁判所に事件を送致する形態として、大きく分けて身柄付き送致と在宅送致の二つがある。また、在宅送致の中の軽微な事件については、簡便な形で送致する簡易送致がある。簡易送致の基準はおおむね定められ

てはいるが、各都道府県の警察の裁量の余地があるように思われる。身柄付き送致された場合、各家庭裁判所で少年鑑別所に入れる措置の必要を認めれば、そのまま少年鑑別所への入所になるわけである。警察から身柄付き送致された少年のごく一部は、家庭裁判所の段階で、身柄を釈放され、在宅事件として扱われることとなるが、その多くは観護措置を取られることが多い。ちなみに1990年に家庭裁判所に身柄付き送致された率と観護措置が取られた率の相関関係はピアソンの相関係数でR=+.9011となっており、非常に高い正の相関がある。家庭裁判所は身柄付きで送致された事件以外にも、在宅送致された事件について観護措置を取ることもあるので、一般的には観護措置数の方が身柄付き送致数よりも多いといった関係にある。

表7から表10までは、警察、家庭裁判所等司法関係機関がとった少年非行に対する対応の仕方を、観護措置については各都道府県別に、その他については各管区別にその推移、高低を見たものである。表7は各都道府県別に観護措置の年による推移、高低を見たものである。観護措置率の算出方法は、家庭裁判所でその年に終局した事件について、観護措置を取った数を、道路交通法事件、交通関係の業務上過失事件を除いた一般事件の終局数で割ったものである。司法統計の統計の取り方が同一ではなかったため、このような方法をとったが、道路交通法事件、交通関係の業務上過失事件で観護措置を取られる割合は非常に少なく、どの程度の率が観護措置を取られるのかといったことを見る場合、道路交通法事件、交通関係の業務上過失事件を含めた全事件数を分母としない方が意味があるように思われる。観護措置の高低についても、非行発生率と同様に、1990年と1985年、1990年と1980年の相関係数を算出して見た。前者はR=+.7267で、後者はR=+.5611で、非行発生率と同様に、両者ともかなり高い正の相関関係が認められた。各都道府県の司法関係機関の少年非行に対する対応の一つである観護措置率についても、年により多少の変化はあるが、おおむね同様な傾向が続くようである。

表 8	家裁受理時身柄付率の推移	(管区)
-----	--------------	------

	1990年	1985年	:	1980年	
1 札	幌 12.92%	札幌	11.39%	東京	8.87%
2 高	松 8.12	東京	9.45	札幌	8.62
3 名	古屋 7.49	広島	8.81	福岡	7.41
4 東	京 7.32	高松	7.71	大阪	7.28
5 大	阪 6.98	名古屋	7.18	高松	6.737
6 広	島 5.32	大阪	6.89	広島	6.733
7 福	岡 5.10	福岡	6.52	名古屋	4.92
8 仙·	台 4.19	仙台	5.14	仙台	4.80
全国平:	均 6.92	全国平均	8.23	全国平均	7.55

\*道路交通法, 交通関係業務上過失事故を除いた事件についての身柄付き送致率

表8は管区単位での身柄付き送致の率で、表9は管区単位での観護措置率である。両者には高い正の相関関係があり、ほぼ同様な結果となっている。札幌管区がどの年も一貫して高く、仙台管区がどの年も一貫して低くなっている。名古屋管区は1980年から順次高くなっており、福岡管区は逆に順次低くなっている。東京管区は身柄付き送致率の高さのわりには観護措置率は高くない。

表 9	観護措置率の推移	(管区)

	1990年		1985年		1980年	
1	札幌	14.52%	札幌	11.97%	札幌	10.51%
2	高松	10.39	広島	11.14	福岡	9.75
3	名古屋	9.00	東京	10.31	高松	9.67
4	大阪	8.52	高松	10.10	東京	8.77
5	東京	8.23	名古屋	9.95	大阪	8.31
6	福岡	7.87	福岡	9.28	広島	8.11
7	広島	6.20	大阪	8.73	名古屋	7.33
8	仙台	5.67	仙台	6.45	仙台	6.99
全	国平均	8.34	全国平均	10.16	全国平均	8.65

<sup>\*</sup>観護措置率=少年保護事件の終局事件における観護措置を取られた数/一般保護事件の終局数(交通 関係の業過は除く) X100

表10 家裁受理時簡易送致率(管区)

1990年	Ξ.	1985 <sup>£</sup>	Ę.	1980£	F
1 大阪	26.52%	大阪	22.62%	名古屋	20.04%
2 東京	22.19	名古屋	20.05	大阪	18.46
3 広島	21.51	東京	18.71	高松	16.80
4 仙台	20.58	仙台	16.89	仙台	15.58
5 名古屋	18.60	福岡	16.02	福岡	15.22
6 福岡	15.43	広島	15.66	広島	14.09
7 高松	15.13	高松	15.65	東京	12.57
8 札幌	7.18	札幌	6.82	札幌	8.13
全国平均	21.04	全国平均	18.18	全国平均	14.92

<sup>\*</sup>道路交通法,交通関係業過事件を除いた事件における簡易送致の率

表10は警察から家庭裁判所に簡易送致される率を管区単位で示したものである。身柄付き送致率と簡易送致率との関係は、ピアソンの相関係数で見るとR=-.2882で、低い負の相関関係にある。札幌管区の率が特徴的に低く、身柄付き送致率と裏返しの関係にある。しかし、最近の傾向は東京、大阪管区のように事件を多数抱えている大都会の簡易送致率が高い。

司法関係機関の少年非行に対する対応の仕方についての着目点として、処分の比較もあげられる。表11は、処分結果について、管区単位でその推移、高低を見たものである。各処分の関係は、1990年について見ると次のような関係になっている。最も重い処分である少年院送致と保護観察、

少年院送致との相関関係(ピアソン)

保護観察 R=+.4747

不 処 分 R=+.5120

不開始 R=-.6410

表11 処分の比較(管区・年)

処分/管区	東京	大 阪	名古屋	広 島	福岡	仙 台	札 幌	高 松
1980年 少年院	1.78%	1.74%	1.97%	2.25%	2.97%	2.19%	2.57%	2.87%
保観察	6.62	5.69	8.97	8.05	7.20	6.34	7.62	9.39
不処分	13.41	13.19	21.39	24.20	19.99	19.56	16.25	21.85
不開始	59.49	55.55	54.25	47.55	52.63	58.40	56.59	47.55
1985年 少年院	2.34%	1.92%	2.77%	3.10%	2.91%	1.90%	3.19%	2.59%
保観察	6.87	5.43	7.10	8.89	7.98	6.45	7.48	8.43
不処分	13.17	13.19	18.78	19.43	20.19	17.44	17.22	24.74
不開始	60.34	61.41	57.97	49.80	52.73	60.47	53.19	46.81
1990年 少年院	1.71%	1.77%	2.09%	1.32%	2.58%	1.37%	4.16%	2.54%
保観察	5.89	6.59	7.37	5.86	7.20	5.75	8.62	8.88
不処分	13.55	12.24	17.60	15.96	18.73	17.05	16.97	23.86
不開始	64.28	62.89	59.00	62.52	55.24	64.92	53.37	48.47

不処分は正の相関関係にあり,不開始とは負の相関関係にある。すなわち,不処分以上のケアーを多くする傾向と不開始といった少ないケアーで事件を終局させる傾向とは逆の傾向にあるということになる。少年院送致を選択する率について見ると,札幌管区の率がどの年も一貫して高く,観護措置率の高さと類似している。高松管区もおおむね高い。一方,仙台管区はおおむね低い率で推移しており,こちらも観護措置率の低さと良く符合している。ちなみに,観護措置率と少年院送致率の相関関係を調べてみたところ,1990年については,R=+.8515(ピアソンの相関係数)となっており,かなり高い正の相関関係が認められる。つまり,観護措置率が高い県は少年院送致率も高いといった関係にある。

保護観察について見ると、東京、大阪管区といった大都会を抱える管区と仙台管区でその率が他より低くなっているのが特徴である。また、高松管区はどの年も一貫して高くなっている。不処分についても、ほぼ同様な結果となっている。一方、不開始については、保護観察、不処分とほぼ逆の傾向で、東京、大阪管区の率が高くなっている。簡易送致率が東京、大阪管区で高かった傾向をそのまま引き継いだものと考えられ、大都会との関係が強いように思われる。

## 3 少年非行発生と地域特性との関連についての分析

2章において、少年非行に関する統計資料の概要について見てきたわけだが、例えば、量的な問題について、北陸地域に所属している石川県と福井県、富山県とは全く違う傾向となって表れているように、その地域に居住する少年達の意識が類似していても、少年非行対策機関の対応に

よって、少年非行発生の態様が違ってくるように思われる。ちなみに、最初にあげた「別冊・民力」による分析では、北陸3県は民力4指標によるタイプ分けでは3県とも「地方分散型」で同一だし、その他の生活・文化の面でのタイプ分けでも、食生活で「北陸型地域」、住生活で「和だんす普及型」、現代化レベルで「都市・地方中間的現代化地域」に3県とも入っており、ほとんど同一の特徴を示している。

少年非行発生の態様には、前記したようにその地域の文化等の影響からくる少年達が持っている非行に対する許容性とか抵抗感の違いに関係する問題と、その地域の少年非行対策機関の活動のあり方に関係する問題の双方が関係するように思われる。ここでは前者を「内的な非行抑制要因」と名づけ、後者を「外的な非行抑制要因」と名づけることとし、その双方の面について、地域性との関連を分析して見ることとする。

## (1) 外的な非行抑制要因についての分析

2章で見てきた表1の「都道府県別非行発生率の推移」と表7の「都道府県別観護措置率の推移」を詳細に比較検討することにする。観護措置率と警察が家庭裁判所に身柄付きで送致する率とは密接な関係にあり,観護措置率を検討するということは,各都道府県の警察の少年事件に対する対応を,主として検討するということになると思われる。表1と表7を比較検討するということは,警察の対応が非行発生率とどのような関係にあるのか,どのような影響を与えているのかを示すものといえるように思われる。ところで,非行発生率と警察・裁判所等の活動とはどのような相関があるのだろうか。下記は1990年の非行発生率と観護措置率,少年院送致率,保護観察率との相関関係である。

非行発生率との相関係数(ピアソン)

観護措置率 R=-.0779

少年院送致率 R=-.1432

保護観察率 R=+.0730

非行発生率と観護措置率,少年院送致率,保護観察率はほとんど相関がないといった結果になっている。

どうしてこのような関係になるのか、表1と表7を詳細に調べてみると、観護措置率の高い都道府県の中に、非行発生率の低い県もあれば、高い県もあるし、観護措置率の低い都道府県の中に、非行発生率の高い県もあるし、低い県もあるといった関係が見いだされた。だから、相関関係がほとんどないといった結果になったものと思われる。非行発生率と観護措置率との関係は2種類の関係にあるように思われる。一つは、非行発生率が高いから、観護措置率が高くなり、非行発生率が低いから、特に観護措置率を高くする必要もないといった関係が考えられる。他の一つは、非行防止対策として、観護措置率を高くしたことにより、非行発生率が低くなったと考えられる場合と、観護措置率は高くなく、非行発生率も高いままになっているといった関係が考えられる。

#### 図1 非行発生率と観護措置率の関係

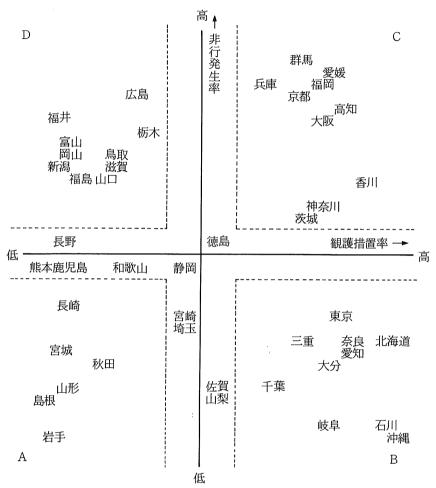


図1は縦軸を非行発生率の高低、横軸を観護措置率の高低として、1990年の各都道府県の状態を座標化したものである。A座標は、非行発生率、観護措置率とも低い座標で、非行発生率が低いから、特に観護措置を高くする必要もない都道府県である。B座標は非行発生率が低く、観護措置率が高い座標で、観護措置率を高くしたことにより、非行発生率を低く抑えていると考えられる都道府県である。C座標は、非行発生率、観護措置率とも高い座標で、非行発生率が高いため、観護措置率も高くなったと思われる都道府県である。D座標は、非行発生率が高く、観護措置率が低い都道府県である。このような考え方で、4座標に分割すると、全国の都道府県をほぼ均等に分割することができる結果となった。

表12 非行防止対策による分類

,	1 1600		ナハアュ和木や旧
5	予 類 	この型の少年非行発生の状況	該当する都道府県
I	A	低い非行発生率を維持	岩手・島根・山形・秋田・静岡・長崎 青森
II	В	積極的な非行防止対策を取ることで 低い非行発生率を維持	沖縄・奈良・石川・千葉・佐賀・岐阜 愛知
III	С	高非行発生率のため積極的な対策の 措置を取っている状態	神奈川・徳島・高知・香川・福岡・京都 大阪
IV	D	非行発生率が高い状態	栃木・広島・岡山・福島・滋賀
V	С⇒В	低非行発生率になってきた状態	北海道・東京・埼玉
VI	B⇒A	非行発生率が低率となり,積極的な 非行対策の必要がなくなった状態	山梨・熊本・宮城
VII	A⇒D	高非行発生率に移行した状態	富山・福井・新潟・長野
VIII	D⇒C	非行発生率が高いため,最近非行防 止対策に変化を来たした状態	兵庫・茨城・群馬
IX	A⇒B	低非行発生率だったが,対策を取る ようになった状態	大分
Х	B⇒C D	非行防止対策の効果に変化のみられ ない状態	山口・愛媛・鳥取・鹿児島
	その他	どの型とも決めれない	三重・和歌山・宮崎

表12は、このような考え方に基づいて、1980年から1990年までの各都道府県の少年非行に関する量的な状態、対応の状態の双方を考えタイプ分けしたものである。3の例外を除いて他を10のタイプに分割することができた。I のタイプは非行問題としては大きな問題がない県で、いわゆる安定している県であり、東北各県が多かった。II のタイプは少年非行対策機関の活動により、非行問題における安定を維持できている県で、中部各県が多かった。とくに、北海道、東京、埼玉の各都道府県は、以前の非行高発生地域から見事に脱却した都道府県と考えられる。III のタイプは非行発生率の高さのため、現在さかんに少年非行対策を模索している府県と考えられ、関西、四国等に多かった。IV のタイプは非行発生率が高い状態でつづいている県で、北関東とか、関西以西の一部の県に見られた。IV のタイプは以前はII だったが、安定してきた県と思われる。IVI のタイプは以前は非行発生率も低かったが、非行発生率の高い県に陥った県であり、石川県を除いた北陸、信越地域に集中しており、興味のある結果と思われる。IVII のタイプは大分県だけであり、特に非行問題が深刻化したわけではないのに少年非行対策機関の活動が積極化

. ...

したもので、いわゆる先取りをした県のように思われる。 X のタイプは少年非行対策機関の努力があまり成果として表に出ていない県であり、その地域の大きな社会的な変化等と関連があるのかもしれない。

少年非行の量的な問題に絞って、外的な非行抑制要因との関連について見たわけだが、分析を 簡単にするため、非行発生率と観護措置率の推移だけで分析したもので、いささか乱暴な点は否 めないが、出てきた結果を見ると、それなりの地域的な特徴は出ているようには思われ、何らか の示唆は与えてくれたのではないかと考えている。

# (2) 内的な非行抑制要因についての検討

少年非行発生の地域差の検討では、先に述べたように、その地域に居住する人々が、その地域の文化等との関連で持っている精神的な特徴を無視することはできないように思われる。非行との関連で考えれば、非行に対する許容性とか抵抗感といったものになるのかもしれない。それらをまとめて、内的な非行抑制要因と先に名づけたわけだが、この内的抑制要因について、地域との関連で違いがあるかについて検討を試みることとする。

内的な非行抑制要因については、適当な統計指標を見つけるわけにはいかなかったので、今回 は非行発生率の高い関西地区と非行発生率の低い中部地区についての比較を試みたので、その結 果をこの章で紹介することで分析に換えたい。

具体的な検討の方法としては、非行発生率の高い関西地区の少年と非行発生率の低い中部地区 の少年に、筆者が考えた内的な非行抑制要因に関連があると思われる質問を実施し、その回答の 違いを検討することとした。具体的な対象者として,両者とも一般の高校生と両地区に収容され ている長期少年院の在院生を考えた。一般の高校生として、中部地区では、筆者が勤務している 地区の関係で、福井市内にあるF私立高校3年生226名(男子145名、女子81名)に、関西地区で は、隣の県の滋賀県大津市にあるH私立高校3年生358名(男子233名、女子125名)に調査を実 施した。福井県と滋賀県は隣同士の県ではあるが、片方は北陸地区に所在しているし、片方は関 西地区に所在しており、密接した地域ではあるが文化的にはかなりの違いが見られるし、特にお 互いの県庁の所在地は地域的にも離れており、比較する上で問題はないものと思われる。対象者 の能力、学力により、回答の違いも予想されたので、できるだけ同程度のレベルの高校を考慮し たつもりではあるが、実際は大津市にあるH高校の方が若干、大学への進学率の点では良好であっ た。少年院の在院生として、中部地区では愛知県にあるS少年院の在院生72名(男子)に、関西 地区では兵庫県にあるK少年院の在院生88名(男子)に調査を実施した。対象者を均一にする意 味で、矯正管区が規定する分類級は両者ともBG3級(中等少年院長期処遇で、性格の偏りが強 くなく、未熟さも顕著ではない少年)で統一した。また、対象者の一部に違う地域からの在院生 もいたので、そのような対象者は分析の対象から除外した。

表13 内的な非行抑制要因の比較(男子高校生)

			H校(関西)	F校(中部)
1	アタッチメント(愛着)		N.S.+	N.S.+
2	コミットメント(目標達成への関与)			
	部活には積極的に取り組む	P<.005	++	+
	サークル活動に積極的に取り組む	P < .005	++	+
	5項目合計	P<.005	++	+
3	インボルブメント(慣習的活動への関与)			
	勉強に努力してきた	P<.005		
	趣味に一生懸命取り組んできた	P < .05	++	+
	5項目合計	P<.025	++	+
4	ビリーフ(法・規則を中和しない姿勢)			
	学校の規則は必要	P < .1		0
	5項目合計		N.S	N.S
5	罰を受容する態度			
	高校生の遅刻にグランド3周	P < .005		_
	5項目合計	P<.005		
	(全体としては両者中間だが,極端に厳しいが関西に多い)			
6	自己主張を抑制する			
	雇い主に仕事上の意見を言う機会があっても控える意見に賛成	P < .005		
7	裏口工作を許容しない		N.S.O	N.S.+
8	電車の割り込みはいけない	P<.005	++	+

表14 内的な非行抑制要因の比較(女子高校生)

			H校(関西)	F校(中部)
1	アタッチメント(愛着)			
	自分と一緒にいるのを母は楽しみ	P<.1	++	+
	親戚も親と同じように喜ぶ	P<.025	+.	++
	5項目合計	P<.025	++	+
2	コミットメント(目標達成への関与)			
	部活には積極的に取り組む	P<.005	++	+
	サークル活動に積極的に取り組む	P < .005	++	+
	5項目合計	P<.025	++	+
3	インボルブメント(慣習的活動への関与)			
	勉強に努力してきた	P < .005	+	
	趣味に一生懸命取り組んできた	P < .025	++	+
	5項目合計	P < .005	++	+
4	ビリーフ(法・規則を中和しない姿勢)			
	交通違反で捕まるのは運が悪いに反対	P < .1		О
	5項目合計		N.S	N.S
5	罰を受容する態度			
	高校生の遅刻にグランド3周	P<.1		_
	5項目合計		N.S.O	N.S.O
6	自己主張を抑制する			
	雇い主に仕事上の意見を言う機会があっても控える意見に賛成	P<.1		
7	裏口工作を許容しない			
	裏ルートで切符を取るのは悪い	P < .01	+	++
	2項目合計	P<.005	+	++
8	電車の割り込みはいけない	P<.01	++	+

調査項目は全部で30項目で、どれもすべて5段階評定(その質問に最も賛成が片方の局、やや 賛成、普通、やや反対、最も反対が片方の局)で回答を求めた。質問は、ハーシー(T.Hirshi) の提唱した内的な非行抑制要因としての4つの絆,すなわちアタッチメント(意味ある他者への愛着度),コミットメント(社会から承認されている活動に対する達成動機の程度),インボルブメント(習慣的な活動に関与している程度),ビリーフ(法とか規則を中和しない姿勢の程度)に関連すると思われる質問を各々5項目ずつ,20項目と,筆者がそれ以外に,非行抑制に関連があり,かつ両者で違いがあるかもしれないと考えた10項目である。筆者が考えた10項目の内訳は,罰を受容する態度に関して5項目,自己主張の強さに関して2項目,裏口工作を許容するかどうかについて2項目,電車の乗り方の整然さについて1項目である。高校生と少年院在院者についての質問はほとんど同じであるが,罰を受容する態度に関しての2項目は対象者の違いを考え,違う質問にしてある。

表15 内的な非行抑制要因の比較(少年院)

			K少(関西)	S少(中部)
1	アタッチメント(愛着)			
	少年と一緒にいるのを母親は楽しみ	P < .05	++	+
	両親は頼りになる存在	P < .025	++	+
	5項目合計	P < .01	++	+
2	コミットメント(目標達成への関与)			
	大会社・地位のある仕事につきたい	P < .1	-	+
	5項目合計	N.S.	+	+
3	インボルブメント(慣習的活動への関与)			
	家庭内での役割をやったかどうか	P < .05	-	
	5項目合計	N.S.	+-	+-
4	ビリーフ(法・規則を中和しない姿勢)			
	大人は自分も規則を破るくせして子供に押しつけてずるという	意見に反対	-	
	法律は弱い人に厳しくなっているに反対の意見		-	
	事情があって仕事に遅刻したのに頭から怒られるのは不当に反	対の意見		
	すべて	CP<.1	-	
	5項目合計	P<.05	-	
5	罰を受容する態度			
	高校生の遅刻に対してグランド3周	P < .01	-	
	暴力団員に対して一般人と違い実刑	P < .05	_	
	5項目合計	P < .01	_	
6	自己主張を抑制する			
	雇い主に仕事上の意見を言う機会があっても控える意見に賛成	P < .05	_	
	2項目合計	P<.05		
7	裏口工作を許容しない	N.S.		+-
8	マナーの悪さもだめ	N.S.	+	+

表13及び14は両県の高校生の男子,女子別の比較である。表15は両地域の少年院在院者の比較である。表は8の分野,30項目について,カイ自乗検定をし,有意又はそれに近い差がみられたものを記載してある。

+-の意味は、ハーシー及び筆者が「非行抑制の高い方の回答」と考えたものを+、「非行抑制の低い方の回答」と考えたものを-で表し、++、--は他に比較して、その傾向が強いことを表している。

高校生についての比較であるが、両高校に学力に若干差があったことは、男女ともインボルブメントの「勉強に努力してきた」項目でH高校の方が「抑制の高い」回答をしていることからもうかがえる。この差が全体の結果に何らかの影響を与えた可能性もないとは言えないが、質問事

項の中で勉強又はこれに関連する項目はさほど多くなく、この程度の学力の差ならば、H高校と F高校の回答の違いは地域による違いと考えても良いように思われる。ハーシーの4つの項目の うち、コミットメント、インボルブメントについては男女ともH高校の方が「抑制の高い」回答 であった。アタッチメントについては女子のみがH高校の方が「抑制の高い」回答をしていた。 一方、ビリーフ以下の7番目までの項目については、違いが有意に出ていないものもあるが全般 としてはH高校の方が「抑制の低い」回答をしていた。8番目の電車の割り込み乗車の問題は予想に反して、H高校の方が「抑制の高い」回答をしており、良く言われることだけに、関心の深い関西のH高校の方が「抑制の高い」回答をしたものと思われる。

男女の回答の違いについては、H高校で9項目、F高校で5項目に有意な差がみられ、この調査で見る限り、男女差は関西の方で大きかった。違いの方向は全般としては、女子が「抑制の高い」回答をする傾向にあり、実際の非行発生率と符合している。例外としてH高校の男子が「親に期待されている(1)」「社会的地位のある仕事につきたい(2)」という項目で「抑制の高い」回答、F高校の女子が「運動に努力してきた(3)」という項目で「抑制の低い」回答をしている。

少年院在院生の結果は、高校生の結果と類似しているところもあるが、逆な結果を示しているところも見られる。1から3までの結果は、アタッチメントで有意な差が出ている点を除けば、高校生の結果とおおむね同様な結果である。ところが、4から6の結果は高校生の結果と逆転し、関西のK少年院の方が「抑制が高い」結果となっている。

表16	H高校	(里子)	ŁΚ	少年院の比較

			H高校	K少年院
4	ビリーフ			
	⑤学校の規則は必要	N.S.		
	<ul><li>④大人も規則を破るのに子供に押しつけてずるいに反対の意見</li></ul>	P < .25		_
	②法律は弱い人に厳しくなっているに反対	P<.25		_
	3項目合計	P<.025		
5	罰を許容する態度			
	①高校生の遅刻にグランド3周	P < .005		_
6	自己主張を抑制する			
	③雇い主に仕事上の意見を言う機会があっても控える意見に賛	成		
		P<.005		

表16は関西のH高校とK少年院の4から6の項目について比較したものである。少年院同士比較した結果と同様に、ここでも関西のK少年院の在院生の方が「抑制の高い」回答をとっている。この調査は無記名で記入させたわけだが、少年院の在院生の場合、置かれた立場の関係で周囲を意識することは当然考えられ、関西の少年院の在院生の場合「良い方向」への回答に意識的に歪曲した結果かも知れない。もし、無記名といった点を重視して考えると、この結果自体も関西の少年達の一つの特徴を表しているのかもしれない。つまり、非行少年程度に世慣れてくると、関西の少年の場合、質問者の意図することを素早く読み、素直に回答せず、「自分が関与しない一般的な意見を求められた場合、皆の回答が片方の局(抑制の低い方)に集中すると思われる時は、意識的に逆の方向に回答を歪曲しよう。」といった心理機制で回答をしたのかもしれない。中部の高校生と少年院在院生とでは28項目中16項目で有意な違いがあり、そのすべてで高校生の方が「抑制の高い」回答であったのに比べ、関西の両者の間では同じく16項目で有意な違いがあった

が、その方向は一定してなく、3項目は少年院在院生の方が「抑制の高い」方向での違いであった。

高校生についての調査結果から、内的な非行抑制要因の地域的な違いについて、次のようなことが言えるように思われる。内的な非行抑制要因のすべてについて、関西の少年の方が「抑制が低い」のではなく、むしろ、ハーシーの提唱するコミットメント、インボルブメントでは「抑制の高い」結果を示している。しかし、ハーシーの提唱するビリーフや筆者が考えた罰を受容したり、裏口工作を許容しないといった点では「抑制の低い」結果となっているし、自己主張の強さの程度も高いこととなっている。つまり、関西の少年の方が勉強、部活、趣味等への取り組み意欲が強いし、その意義を高く置いている面がうかがえるが、反面、権威への従順性といった点では低い結果となっている。内的な非行抑制要因だけで、非行発生率の高さとの関連を考えるならば、前記した権威への従順さの乏しさといったものが関係しているように思われる。さらに、自己主張の強さは、良い方向にも悪い方向にも、それを極端にするものと考えられ、悪い方向に働いた場合、非行といった行為になって表れているように思われる。

# おわりに

最初にお断わりしたように、非行問題を語る時、どうしても出てくる暗数の問題を無視して、主として裁判所の「司法統計」を分析することで、少年非行発生と地域特性との関連について考えてみた。すでにお気づきのことと思われるが、非行発生率、観護措置率、少年院送致率等すべての数値で、沖縄の数字がかけ離れて違っていることである。このことについては、雑誌「犯罪と非行」の第77号(1988年8月)に「沖縄県の犯罪と非行」特集に詳しく記載されているので一読願いたい。つまり、まさにこれは暗数の問題なのである。沖縄特有の文化のため、少年達の非行の多くが暗数として処理されているため、家裁段階で見る限り、非行発生率が低いといった結果になっているようである。

筆者とすれば、この問題は沖縄だけに限定され、あとの地域は暗数はあるにしても似たようなものといった期待を持ちたいが、筆者の経験だけでも、大都会ではこうした暗数が結構多いような感じを持っており、大都会の非行発生率は今回出した数字より、実際は高いように思われる。しかし、大都会以外は都道府県単位での分析であり、都市化地域もあれば農・漁村もあるわけで、その両者で相殺され、「司法統計」の分析だけでも、それなりの意味を持つようには思っている。全国の文化・風土まで、実態として分かるわけではなく、主として数字をいじる形での分析に終始したもので、暗数の問題も含め、種々の点で批判、反論も出てくると思われ、各地域の諸先生のきたんのないご意見を期待したい。